

— ミニコミ 北陸版 —

年末年始の業務について

【現金給付金の請求はお早めに・・・】

傷病手当金、出産手当金、高額療養費などの現金給付金は
12月10日（月）までに受付をしたものについて
12月18日（火）にお支払をいたします。

なお、高額療養費・一部負担還元金・家族療養付加金については、24年9月診療分までのもので、医療機関から当組合へ請求のあった診療報酬明細書によって確認のとれたものに限りま。また、内容に不備があるもの等につきましては除きます。

年末の業務は、**12月28日（金）**までとさせていただきます。

新年は、**1月7日（月）**より平常業務いたします。

健康づくりチャレンジの記録表は 12月20日(木)までにご提出ください

10月、11月と2ヵ月間の健康づくりにチャレンジされている皆さんは、ポイント記録表を記入され、ラストスパートの段階に入っていると思います。



チャレンジ達成までもう少しです。

目標に向けて頑張りましょう！！

途中で挫折された方も、再度チャレンジして諦めず、最後まで続けてみませんか？

記録表を提出いただいた方々には、ポイント数により、ヘルスアップ賞、チャレンジ賞等を1月にお贈りいたします。どうぞお楽しみに・・・。

★仕事中、通勤途中のケガは労災保険で・・・

仕事中や通勤途中のケガは、保険証で診療を受けることはできません。労災保険の適用になります。
通勤時や会社の敷地内で負傷されたときは、すぐに会社の責任者や担当者へ報告しましょう。
労災保険に該当するのは次のような場合です



物につまづく



荷物が落れた

◆ 仕事中のケガ（業務上災害）

例・仕事中または仕事の準備中、後始末中、待機中のケガ

- ・営業中や商品を運ぶ途中の交通事故
- ・出張や出張途上、社用による社外での仕事中のケガ
- ・会社施設の管理不備が原因のケガ
- ・飲み水やトイレなど生理的な行為のために仕事を中断した時のケガ
- ・業務命令で参加した行事中のケガ

◆ 通勤途中のケガ（通勤災害）

例・駅の階段を踏みはずし落ちたケガ

- ・バイク、自転車での転倒
- ・交通事故によるケガ
- ・電車、バス内でのケガ
- ・路上の溝にはまる、路面の段差につまづくなどのケガ

※誤って保険証で受診した場合は、後から労災保険に切り換える手続きが必要となりますので
ご注意くださいようお願いいたします。

※労災保険の具体的な手続きは、所轄の労働基準監督署にお問い合わせください。



★交通事故等で保険証を使う場合は健保組合へ連絡を・・・

交通事故など第三者から危害をうけ保険証を使う場合は、必ず健保組合へ連絡し

「第三者行為による傷病届」等を提出してください。

ただし、仕事中や通勤途中の交通事故は労災保険となります。

健保組合は、事故による医療費を立て替えているだけですから、損害賠償請求権を被害者に代わって取得し、加害者や保険会社に請求することになります。

※安易に示談に応じることなく、すぐ健保組合にご連絡ください。

※連絡しないで、保険証を提示して保険診療を受け、加害者との間で示談を行って

賠償金を受けていたりすると、あとで医療費の一部を返還していただくこともあります。

※自損行為による事故についても健保組合へご連絡ください。

